(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
仙台市青葉区熊ヶ根字町一番の四二番一から同市青葉区熊ヶ根字檀の原一番二六番一まで	前	九・二〇～一七・八〇メートル
	後	九・二〇～一八・九〇〇・四八〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第九十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日　東北地方整備局長　青山　俊行

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四十八号　仙台市青葉区熊ヶ根字町一番の四二番一から同市青葉区熊ヶ根字檀の原一番二六番一まで　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月三十一日

○東北地方整備局告示第九十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日　東北地方整備局長　青山　俊行

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
由利本荘市松ヶ崎字西離山無番地内	前	二〇・八〇～二九・八三メートル
	後	二三・八八～二九・八三〇〇・〇六四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第九十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日　東北地方整備局長　青山　俊行

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

七号　由利本荘市松ヶ崎字西離山無番地内　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月三十一日

○関東地方整備局告示第百六十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日　関東地方整備局長　菊川　滋

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百九十八号　市川市大和田一丁目二四七番一九地先から同市大和田一丁目二四一番一九地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月三十一日

○関東地方整備局告示第百六十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日　関東地方整備局長　菊川　滋

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
東京都墨田区東向島五丁目二一八番一地内	前	二四・三九～二四・三九メートル
	後	二一・七四～二一・七四〇〇・〇一〇〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京国道事務所

○関東地方整備局告示第百六十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日　関東地方整備局長　菊川　滋

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

五十号　水戸市千波町字海道付二〇六七番二六から同市千波町字海道付二〇六七番八まで　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月三十一日

○関東地方整備局告示第百六十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日　関東地方整備局長　菊川　滋

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四百六十八号　相模原市城山町中沢字義一七一番地先から同市城山町中沢字義一七六番地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月三十一日

○関東地方整備局告示第百六十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日　関東地方整備局長　菊川　滋

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
大月市初狩町中初狩字立川原二〇六四番一から同市初狩町中初狩字立川原二〇六二番一まで	前	九・六四～一三・六三メートル
	後	一三・四八～一四・五四〇〇・〇七一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所